

【町立公民館・図書館】

気象警報発令時及び地震発生等の臨時休館・休室の基準

1. 対象施設

町立中央公民館・町立図書館・町立図書館分室・町立大宝地区公民館・旧町立中央公民館

2. 気象警報発令時

【1】河南町域に特別警報・危険警報または警報が発令された時および、避難指示により当該施設が避難所として開設された時（以下「警報等」という。）

町立中央公民館・町立図書館・町立図書館分室・町立大宝地区公民館・旧町立中央公民館を臨時休館・休室とする。

● 対応

- ・ 町ホームページに気象警報発令時及び地震発生等の臨時休館・休室の基準を掲載する。
- ・ 使用中の利用者へ、警報等により利用中止を知らせる。
- ・ 帰宅等が困難な場合は、施設で待機。

【2】再開について

警報等が解除された時は、施設の運営上支障のないことが確認出来たうえで、以下のとおり再開する。

① 町立中央公民館・町立大宝地区公民館・旧町立中央公民館

警報解除時刻	使用再開時刻
午前9時までに警報等解除	正午から
正午までに警報等解除	午後3時から
正午までに警報等解除されない	終日休館・休場

② 町立図書館・町立図書館分室

午前9時までに解除された場合は、施設の運営上支障のないことを確認したうえで、正午から開館・開室。ただし、正午までに確認できない場合は、その日は臨時休館・休室。

3. 地震発生時の対応

【1】河南町で震度5弱以上の地震が発生

●対応：発生日は全施設臨時休館・休室

●再開：施設・町内被害の復旧状況により、決定する。

（施設に被害が無くても、町内に被害がある場合、再開しないなど）。

※ 町立中央公民館・町立大宝地区公民館・旧町立中央公民館は、避難所に指定されているため、避難者がいる場合、使用再開しない。

○ 「避難所」：被災者を一時的に受け入れ、保護するための施設。

避難生活を送る場所。

一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための場所。

【2】河南町で震度4以下の地震が発生

●対応：通常どおり。施設の被害状況により、使用停止とする場合あり。